

少子高齢化が言われて久しいですが、その主眼点は、少子化よりも団塊の世代を見据えた高齢化に重点が置かれていたように思います。現実の政策も、結婚環境や育児環境の改善よりも、年金・医療・介護といった高齢化対策に重点が置かれていたように感じられます。最近になって漸く、既に人口動態統計などでは指摘されてきたにもかかわらず目を逸らしてきた、少子化の帰結としての人口減少、なかんずく生産人口の減少が、現実感を持って議論されるようになりました。

公共建築は、戦後の復興から高度成長期に至るまで、一貫して人口の増加、経済の発展に合わせ数・規模とも増大してきたわけですが、人口問題を含め社会・経済状況が均衡から縮小過程に移行し、国・地方公共団体とも財政的余裕を失う中で、高度成長期に整備された公共建築物が一斉に更新時期を迎えることとなりました。

嘗て「フローからストックへ」と謳われたのは、失われた10年（今では20年とも言われるようですが）と言われた90年代の始めであったと思いますが、現在は、別の意味で「ストックの時代」と言わざるを得ない状況のようです。

また、昨今の公共工事を巡る話題の一つは、今年の6月に行われた「担い手三法」の改正に関するものではないかと思います。バブル以降の建設業界の動向は、「悪貨が良貨を駆逐する」と言っても過言ではない状況でしたが、東日本大震災以降は、それまでの鬱憤を晴らすかの如き状況になっているように感じられます。日本人は中庸を好むとされているようですが、現実の行動は群れの行動に近く、つい最近も別の世界で起きたが如く極端から極端へと振り子が振れるように行動する感があります。建設業界の動向も短期的な社会経済状況に振り回されている感がありました。そのような状況の中で、建設業界の健全な発展を見据えた今回の改正は、時宜を得たものと言えると思います。

一般財団法人建築コスト管理システム研究所では、毎年11月の公共建築月間に、広く建築関係の方々に興味を持って聞いていただけるテーマを選び、その分野の第一線で活躍をされている講師を招き講演会を開催しております。本号では、昨年11月に開催した講演会より、首都大学東京都市環境学部 客員教授 山本康友氏による「今後の公共施設のあり方」、及び、国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐 西村研二氏による「品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について」を紹介します。

今後の公共施設のあり方

首都大学東京 客員教授 山本 康友

1 静かなる時限爆弾

国や地方公共団体の公共施設の課題が、時限爆弾のように静かに忍び寄ってきている。音もなく、本当に密やかに徐々に徐々に迫ってきている。気が付いた地方公共団体は少しずつではあるが、対応を考えて、様々なことに取組みを始めている。

しかし、多くの地方公共団体は、従前から何となく分かっていたが、決定的な処方箋がないため解決を引き延ばし、後回しにしてきたのが実情である。さすがに解決を後回しにすることは限界に来ていることが理解され始めてきている。

更に、国（総務省）は各省、各地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定を促し始めた。一部の先進的な地方公共団体を除いては、この策定要請に戸惑いを隠せないのが実態である。

しかし、地方公共団体を取り巻く環境は相当に悪化してきていることから、すぐにでも実態を直視して、速やかな手段を用い、今後の公共施設のあり方についての考えをまとめ、対応していかなければならないときになってきている。

2 公共施設等に迫る課題

2-1 公共施設の定義

公共施設は、どういうものを指すのか。都市計

画法第4条第14項では、公共施設は、「道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」と定義されている。同法施行令第1条の2では、公共の用に供する施設は、「下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設とする。」となっており、インフラ及びプラント施設と定義されている。

地方自治法第244条では、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとされている。公の施設における住民の利用に供する目的は、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならないとされている。つまり、住民に対して、直接の福祉目的でなくてはならないのである。

また、総務省消防庁が毎年報告している防災拠点となる公共施設等の耐震化推進調査結果概要では、公共施設等とは、「防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる学校施設など」となっており、公用・公共用を問わず、防災拠点となる公共建物を対象としている。

平成26年の4月22日に、総務省から出された「公共施設等総合管理計画の策定」における要請では、公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。」そして、「具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント

系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である」と記載されている。

このように、法の目的によって、インフラ、プラント施設だけなのか、公共建物を対象とするのか、更には、インフラ、プラント施設に公共建物を含むものなのか、種々の公共施設の言葉の定義は異なっている。

それ以外にも、社会資本の分類には、生産関連や市場関係によるものかによって、また、事業主体の公共性、民間性によっても考え方が変わる。

「日本の社会資本2012（内閣府政策統括官）」によると、1967年の経済審議会地域部会社会資本分科会で用いられた範囲が、最も広義な社会資本とされており、概ね公共建物とインフラ及びプラント施設に分類されている（表1）。

対象とする公共施設としては、すべての社会資本のうち、民間資本を除いた公共資本（国、都道府県及び市町村所管分）を対象と考えている。その中で、公共施設マネジメントとして行うのは、公共資本に含まれる公共建物、インフラ及びプラント施設のすべてを対象として、マネジメントを行う必要がある。しかし、公共施設のうち、インフラ及びプラント施設については一部の交通機関や通信施設を除いては代替機能がないものが多く、また、施設の廃止や機能の統廃合などが難しいという性質を有している。

このことは、インフラ及びプラント施設の整備や維持更新に関する対策としては基本的に施設の長寿命化や民間委託による運営などに限定されており、ハードそのものは、国土交通省の長寿命化修繕計画等によって既に一定の方向性が示され、全国的にも、その取組みが広まりつつある。

そのため、今後の公共施設のあり方については、会計上からの現在及び将来に渡っての、財政への影響が大きいことにより、財政面のみを対象とする地方公共団体が多い。多くの地方公共団体では、今後、公共施設については、取組みの方向性を含めて、公共建物に限定したものとして捉えていく

表1 日本の社会資本2012（内閣府政策統括官）

	社会資本	
	公共資本	民間資本
1. 交通・通信施設	道路、港湾、空港、鉄道、電信電話、郵便	私鉄、有線放送施設
2. 住宅・生活環境施設	公営住宅、公務員住宅、住宅公団賃貸住宅、上下水道、簡易水道、下水道、終末処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設、都市公園	住宅
3. 厚生福祉施設	公立病院、公立診療所、保健衛生施設、社会福祉施設、児童福祉施設、労働福祉施設	私立病院・診療所・歯科診療所、社会福祉施設
4. 教育訓練施設	公立学校施設（幼稚園～大学、各種学校）、社会教育施設、社会体育施設、職業訓練施設	民間（同左）
5. 国土保全施設	治山、治水、海岸の各施設	
6. 農林漁業施設	農業、林業、漁業の各施設	
7. その他	公共工業用水道、1～6に該当しない地方府社会資本（庁舎等）	

ものと考えられる。

なお、一部であるが、コンパクトシティを目指した街づくりを行うことで、インフラ等の再編・整理統合を検討することや、また、例えば、降雪時の融雪対策上からの住民移転を行うなどの、季節によってのコンパクトシティ化を実行している地方公共団体も出始めてきている。

2-2 公共施設におけるマネジメントの考え方

マネジメント（Management）とは、一般的には、経営、管理、調整、運営、運用などとして用いられ、企業経営の中核として行われてきた。変

化の激しい企業経営環境の中で、最大限の利益を得るためや、企業としての発展をするための目標達成についての活動とも言える。

そのため、企業は、自らの投資効率と評価分析を行い、次の投資形態や方法を修正しながら、その繰り返しを行うことで最大限の利益、発展を目指す行為の体系化がマネジメントとも言える。

公共についても、公共施設について、遅まきながらマネジメントの考え方を取り入れ始めてきている。また、企業では、会計については、発生主義に基づく複式簿記による複数年度会計が一般的であり、欧米でも公共機関は発生主義を採用していることが多い。

日本の公共団体は、現金主義による単年度会計のこともあり、年度ごとに、公共施設を建設し、その後に発生する運営や維持管理予算がつかめなくなるため、公共施設におけるマネジメントの概念が欠如したものになっている。

しかし、近年の公共施設の整備、維持管理や運営に対しては、大きな課題が山積みとなっている。このような、今後の公共施設を取り巻く厳しい環境を考えると、地方公共団体が目指すべき行政目標実現のため、公共施設をより戦略的な観点からマネジメントすることが必要かつ重要となってきた。

そのため、今後の公共施設のあり方では、民間企業の経営手法として効果を上げているファシリティマネジメント（FM：Facility Management）やアセットマネジメント（AM：Asset Management）の理念や手法を行政経営に取り入れることが始まってきている。

日本FM協会の定義では、FMは、「企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」と土地、建物、設備等を、最適な状態（最小のコストで最大の効果）で保有、賃借、使用、運営、維持する経営活動と言われている。

先進的な地方公共団体ではFMの担当部署を設けて、保有するファシリティの一元的な管理・運営から資産管理・運用まで行われ始めてきてい

る。更に、FMを既に導入している地方公共団体では、公共施設が持つ公共性、公益性に配慮しつつ、民間企業等とは異なるFM手法や運用を行っている。

また、AMは、企業などが保有資産（アセット）を効率よく管理・運用する手法を指しており、証券や不動産の分野でよく使われている。民間では、株式などの金融資産や不動産など実質資産の資産全般を対象に、安全性を確保しながら、投資利回りを最大化することとされている。

地方公共団体でのAMの考え方は、特に、土木部門での活用が進められており、実質資産であるインフラ施設を効率よく管理し、低コストで維持・補修・更新していくこととして行われている。このため、公共施設の整備や管理・運営に対する課題や今後の公共施設を取り巻く厳しい環境を踏まえ、先進的な地方公共団体では新たな視点に立った公共施設の整備や管理・運営の手法が導入されている。

こうした公共施設へのマネジメントは、徐々にではあるが、今後の地方公共団体経営に必要不可欠な手法として考えられてきている。公共施設におけるマネジメントは、真に住民にとって必要な機能を重視し、民間公共を問わず、機能を担える整備・運用を行財政運営の中で行うことであり、またインフラ・プラント施設におけるマネジメントは、効率よく管理し、低コストで維持・補修・更新していくこととも言える。

2-3 施設に迫る4つの課題とひとつの変化

公共施設を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、4つの大きな危機が迫っている。そして、この危機は相互に関連しながら一気に押し寄せてきている。また、住民についても大きな変化の兆しがみられる。以下に、4つの危機とひとつの変化について述べる。

第1に、総人口数の減少と人口構成の変化が挙げられる。

国立社会保障・人口問題研究所では、総務省統

計局の人口推計に基づき、新たな我が国の将来人口推計を平成25年（2013年）3月に公表した。推計結果を見ると、平成23年の日本の総人口は1億2,779万人となっており、初めて日本の総人口が減少に転じた。今後とも、この傾向は続くと考えられ、長期の人口減少になることは間違いないと予測される。

日本の将来推計人口（平成24年1月）によると、平成42年（2030年）には1億1,662万人、平成60年（2048年）には1億人を割って9,913万人となると推計されている。

都道府県別の人口及び増減率の将来推計では、平成17年（2005年）と平成22年（2010年）を比べてみると、既に多くの都道府県、市町村で人口減少が続いている。都道府県では、秋田県、和歌山県、青森県等の40道府県で人口減少となっており、人口増加は東京都、神奈川県、愛知県等の7都県に限られている。

市町村については、人口統計資料2013年（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、平成17年（2005年）から平成22年（2010年）にかけて、全国1,805市町村のうち、1,245の市町村（全体の69.0%）で人口減少が進んでいる。この傾向は更に進み、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけては1,546市町村（85.7%）、平成27年（2015年）から平成32年（2020年）にかけては1,700市町村（94.2%）、平成42年（2030年）から平成47年（2035年）にかけては1,767市町村（97.9%）に達する。

このような総人口の減少は、これまで必要とされていた公共施設の余剰化や遊休化が更に進展することが予測される。今後、人口規模の減少が予測される地方公共団体では、利用者の減少に伴い活用が十分に行われていない施設が増加し、特に、過疎地域などに、その傾向は顕著になると考えられる。このため、人口規模に応じた公共建物の再編や統廃合等が必要になってくる。また、インフラ、プラント施設についても、人口数の減少は、過疎と相まって見直しの対象となりうるのである。

次に、人口構成の変化である。少子高齢化の進行に伴い人口構成が短期間のうちに、大きく変化してきている。

平成22年（2010年）の国勢調査結果によると、我が国の人口構造をみると、総人口1億2,806万人のうち、年少人口（15歳未満人口）は1,680万人（総人口の13.2%）、生産年齢人口（15～64歳人口）は8,103万人（63.8%）、老年人口（65歳以上人口）は2,925万人（23.0%）となっている。平成17年（2005年）と比べると、年少人口が4.1%減、生産年齢人口が3.6%減であるのに対して、老年人口は13.9%増となっており、少子高齢化が着実に進行している。

特に人口減少地域、過疎地域などでは、少子高齢化の進行が急激で、地域活力の低下や地域コミュニティの衰弱などが課題となっている。このような傾向は、日本全体の課題ではあるが、個々の地方公共団体を捉えてみると、ケースによって大きく異なることがある。

総人口数の減少に加えて、少子高齢化と生産年齢の減少は、おおよそ似たような傾向ではあるが、地域によって、その減少幅、増加幅が異なり、また、地域によって年代が異なっている。例えば、岐阜県内のいくつかの市を見てみると、やはりそれぞれの市によって異なっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測によれば、岐阜市、大垣市と飛騨市では、大きく様相が異なる（表2～5）。

飛騨市の総人口数は、他の都市に比べての減少割合は大きいですが、65歳以上の高齢者数は、2015年をピークに減少傾向を示している。また、介護対象となりうる75歳以上の人口についても、2025年をピークに減り始めている。また、ピーク人口も他の都市に比べると、比較的穏やかである。介護対象施設の拡充などの施策は必要ではあるが、他の都市に比べれば対応し易いとも言える。しかし、飛騨市の場合は、生産年齢人口数の減少割合が大きいいため、将来的な財政対応が難しいと言える。

こうした人口構造の変化は、地方公共団体にお

表2 2010年の総人口数を100としての比較

総数	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	98.4	96.0	92.9	89.3	85.5	81.5
大垣市	100	98.4	96.1	93.2	89.9	86.3	82.7
高山市	100	96.1	91.9	87.3	82.5	77.6	72.7
多治見市	100	97.3	94.1	90.1	85.6	80.6	75.4
飛騨市	100	92.7	85.8	78.8	71.9	65.5	59.5

表3 2010年の65歳以上人口を100としての比較

65歳～	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	112.4	115.9	115.1	115.1	116.6	120.4
大垣市	100	112.7	117.8	118.0	118.1	119.2	123.1
高山市	100	111.2	113.7	111.6	109.5	106.7	106.5
多治見市	100	120.1	129.4	132.4	132.6	132.5	132.3
飛騨市	100	104.6	103.0	97.2	91.7	85.6	81.1

表4 2010年の75歳以上人口を100としての比較

75歳～	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	116.1	131.6	148.2	148.5	143.0	142.0
大垣市	100	114.8	129.1	146.6	150.4	147.0	145.8
高山市	100	111.4	120.0	134.6	135.5	129.6	124.7
多治見市	100	120.5	145.6	177.0	186.0	183.7	178.6
飛騨市	100	106.5	109.4	114.6	110.7	102.2	95.4

表5 2010年の生産年齢人口数を100としての比較

15～64歳	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
岐阜市	100	94.4	91.1	88.1	83.9	78.2	71.1
大垣市	100	94.4	90.9	87.9	84.1	79.0	72.4
高山市	100	90.5	84.7	79.9	74.5	68.6	61.1
多治見市	100	91.0	84.8	79.5	73.9	67.2	59.9
飛騨市	100	87.3	79.1	71.8	64.4	57.4	49.8

ける公共施設のあり方に大きな影響を与えている。少子化に伴い保育所等の児童福祉施設、幼稚園・学校等の教育施設の余剰が発生するとともに、急速な高齢化は、高齢者福祉施設、介護施設などの不足をもたらしている。

また、高齢者の増加に伴い、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、即ち、住民の誰もが安心・安全に公共施設を利用するためのハードウェア面のリニューアルも求められてきて

いる。

第2に、安全の神話の崩壊と公共施設の一斉老朽化が挙げられる。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、兵庫県を中心に大きな人的・物的被害をもたらし、公共施設をはじめ多くの建物が深刻な被害を受けるとともに、建物の崩壊等により貴重な人命や財産が多数失われた。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に全国の多くの公共施設が重大な被害を受けた。被害を受けた公共施設の中には、建物の非構造部材である天井材の崩落等により死傷者が発生したケースや施設が使用不能になり行政機能や行政サービスがストップしたところも見られた。

更に、筐子トンネル事故が発生したこともあり、安全に対する住民の危機意識が高くなり、公共施設の安全への見直しや地域の防災性の向上が求められてきている。

その一方で、多くの公共施設が災害復旧の司令本部として、被災者や帰宅困難者などの避難場所として利用されており、その有用性や必要性が再認識されている。このような震災時に被害を受けた公共施設を見ると、耐震化等の対策が十分に行われていない施設が多いが、中には十分な耐震化が行われていた公共施設においても、想定外の被害が発生している。耐震化済みの公共建物のうち、深刻な被害を受けた建物については、老朽化に対応したメンテナンス等が十分に実施されていないことなどがその原因として指摘されている。

このため、今後想定される大地震などの発生時においても機能する公共施設の維持管理が必要である。そのため、公共施設が安心・安全に利用できる環境づくりは、施設管理者である行政の最も重要な役割のひとつである。大震災を教訓に、地方公共団体の区域内の公共施設の耐震性や安全性を、再度、確認することが求められている。

次に、高度成長期に作られた公共施設の一斉老朽化の課題が挙げられる。

地方公共団体の公共建物や道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設の多くが1970年代～1990年代の高度成長期を中心に数多く整備されているため、こうした公共施設が老朽化の時期を迎えることとなり、今後一斉に更新（大規模改修や建替え、架け替えなど）が必要となってくる。

また、公共建物の建築設備も、年々、老朽化しており、築20年以上が経過した建築設備は大規模な改修・修繕が必要になってきている。

第3に、国と地方公共団体の厳しい財政状況が挙げられる。

今までの長引く経済的低迷により、国・地方公共団体の歳入は大きく減少しており、行財政運営が厳しさを増している。現在、少しずつ活発化している経済活動も、未だ地方まで波及していない状況もあり、地方公共団体は、厳しい財政状況を強いられている。

このような地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めることが迫られている。このため地方公共団体は、職員給与や定数の削減を始めとして、行政改革に積極的に取り組んでいる。しかし、今後の厳しい財政見直し等を勘案すると、これまでの取組みに加え、より一層の改革の推進に迫られている。

特に、平成の大合併により生じた余剰・重複施設（機能）の課題も挙げられる。平成15年から平成17年にかけて市町村合併がピークを迎え、平成11年3月末に3,232あった市町村の数は、平成25年1月末の時点で1,719にまで減少した。合併した市町村は、庁舎や議会棟（議事堂）、文化ホールなどの多くの余剰施設、重複施設、類似施設を抱えて、施設の再配置や機能の再編等が必要となってきた。

市町村が合併を推進した目的のひとつが健全で効率的な行財政運営の推進である。合併の効果を上げていくには公共施設の再編が大きな課題であり、今後は住民ニーズ等を踏まえ、利用率のデー

タなどを基に、余剰や重複となっている施設や機能を点検、再編することが求められてきている。

合併市町村では、合併特例終了後の普通交付税交付金の縮減にも対応していかなければならない。合併市町村は、合併年度を含めた10年間は、合併前の旧市町村ごとに計算した普通交付税交付金の合算額が交付額となる合併算定替が特例として認められている。

しかし、合併後10年を経過すると交付金の額は5年間をかけて調整され、15年後には特例措置が終了して、合併した新しい地方公共団体の財政需要に応じた交付額に適正化されるとなっている。このため合併市町村では、合併特例終了後を見据えた歳出の適正化を図るの必要があり、公共施設に係る歳出の見直しが必要不可欠となっている。このことは、すべての地方公共団体では、将来的な財政見直しにたった行財政運営は必須であるが、とりわけ合併市町村は、行政改革等を通じた新たな行政体制の整備が求められている。当然、公共施設についても、将来的な財政見直しに立脚した総量や維持管理、施設配置の適正化を検討する必要がある。

第4に、地球環境への配慮とエネルギーの効率化が挙げられる。

地球温暖化が進む中で、CO₂（二酸化炭素）排出抑制などの地球環境に配慮した街づくりが求められてきている。更に東日本大震災による原子力発電所事故を契機に電力などの省エネルギー化が必須になってきている。そして、公共施設、インフラ施設などでも、電気・ガス・水道などのエネルギー全体の効率化を進めることが必要になってきている。

また、原子力発電の停止や円安による公共施設全体の光熱水費の上昇は、地方公共団体にも大きく影響を及ぼしている。環境問題に配慮した公共施設運営を進めていくことは、地球環境への配慮に留まらず、無駄なコストの削減、利用者の利便性の向上など様々な効果が期待できる。

このことは、公共施設を利用した再生エネル

ギーの活用（太陽光発電・太陽熱利用など）や、施設の緑化などを通じた環境緩和方策（公共施設の緑化、敷地等の緑地保全によるヒートアイランド現象の抑制など）などの環境への先導的な取り組みは社会的に大きな意味を持つと言える。

環境問題への対応は、個別施設の最適化だけでなく、地方公共団体全体の最適化を進めることが必要である。その際は、国・関係地方公共団体、民間企業、大学などの研究機関との連携も必要である。

更に、公共施設整備に対する住民意見や意向の大きな変化が挙げられる。

住民相互間でも多様な考えがあり、また地域による意識差などが見られるため、今後の公共施設のあり方についても住民間での価値観の差異が見られる。公共施設の利用者などの意見は比較的行政に届き易くなっているが、一般の住民の意見・意向は潜在化し易く（サイレントマジョリティ）、その意向把握には無作為による調査や新たな住民参加の手法を導入することなども必要と言える。

しかしながら、意識差等もあるが、それを克服して全体としてのあり方についての考えを持つ住民が見られるようになってきている。地方公共団体を取り巻く厳しい行財政の状況についても、施設白書の公表などを通して深刻に受け止めている住民も顕著になってきている。今後の持続可能な行財政のあり方に対する関心も高く、適正な行財政運営の実現に向けた改革・改善に対する期待や要望が徐々にではあるが強くなってきている。

そのため、公共事業のあり方にも大きな見直しが必要となってきており、特に公共建物のみならずインフラ等のハードウェアの整備は、多額の負担を住民側が長期間にわたって求められることから、新規の整備に対しては真に必要な公共施設に限定することが強く求められてきている。更に、近年の公共施設の老朽化が大きな社会問題となってきていることから、公共施設に対する投資についても、既存施設の維持・管理に重点を置いた配分を行うべきだとする意見も強く出されてきてい

る。

このため、真に必要な公共施設を整備する住民参加・協働型の公共施設整備手法の導入や、新規の公共建築物の整備抑制を行い、既存の公共施設の建替え等をストップしている地方公共団体も増加してきている。今後の公共施設の整備にあたっては、住民の意見・ニーズ等を十分に反映したシステム構築が重要と言える。

以上の4つの危機とひとつの変化は、全国の地方公共団体の共通の課題である。このことは既存の公共施設、インフラ施設のあり方について、ゼロリセットを進めることにもなりうる。また、住民にとっての真に必要な公共施設を行政側と住民との共通理解の下で整備することにも繋がる。今後、本当に必要な公共施設等を再整備するためにも、早急な公共施設マネジメントのシステム構築と実施が急務になってきたと言える。

3 今後の公共施設のあり方

公共施設を取り巻く厳しい環境は、全国の地方公共団体の共通の課題となっている。このためには、従来のような公共施設の質・規模と行政ニーズにより公共施設を存続させる考え（図1）から、図2のような財政と行政サービス水準と施設規模の3次元的な考えに基づいた公共施設のあり方が問われてきている。

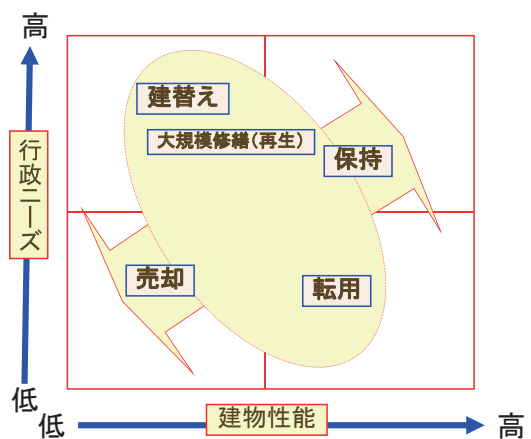


図1 行政ニーズと建物性能の関係

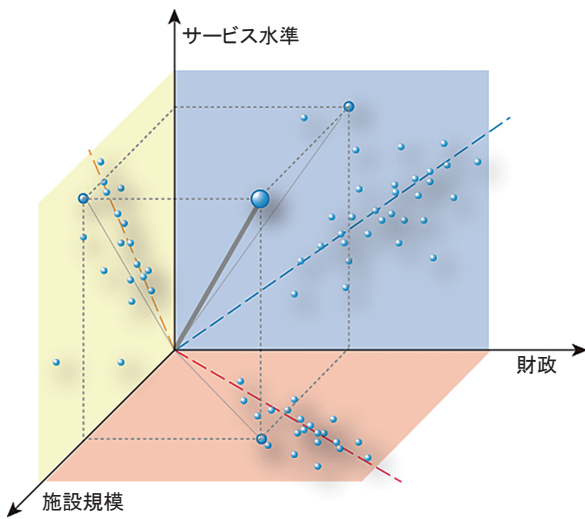


図2 サービス水準と財政、施設規模の関係

今後の公共施設のあり方には、まず、公共施設のデータについての統一的な構築が必要である。その上でデータの一元的な管理を実現していくことも重要である。つまり、所有や運用している公共施設の情報を的確に収集・更新し、更には施設情報の適正な分析・評価を行う必要がある。そして、公共施設のムリ、ムダなどの徹底的な排除を行った上で、総合的・計画的な視点に立っての、全庁的な推進をする必要がある。

最初の取組みとしては、公共施設の現状・課題・今後の方向性に対する社会的合意の形成が挙げられる。公共施設の現状や課題についての情報を市民、施設利用者、関係機関などと行政とが共有し、今後の公共施設の総合的な見直しの方向性について社会的な合意を形成することが必要である。このためには公共施設白書の公表、市民に対する情報提供を拡充する取組みとしての公共施設情報の共有化、見える化が重要となる。また、多様な住民の意見・意向の把握を十分に行うことが必要であり、施設利用者だけではなく、いわゆるサイレントマジョリティと言われる潜在化している市民層の意向の把握も重要となる。

次の取組みとしては、公共施設改革に向けた基本方針の策定と言える。公共施設改革を総合的・

計画的に進めていくために、改革の理念や方向性について、住民と行政とが、あるいは行政内部の各部署が、十分な合意形成を図りながら、改革に取り組む必要がある。そのためには、公共施設マネジメントの基本方針の早期な策定が重要となる。

更に、次の取組みとしては、目標の実現に向けた公共施設の見直しの実際の推進である。実現に向けた具体的な取組みを展開する必要がある。具体的な取組みは、今後の公共施設のあり方の見直しを進める上での試金石となることから、迅速な対応が求められる。地方公共団体が置かれている厳しい財政状況を見ると、公共施設についての見直しに与えられた時間は限られており、公共施設に係る考え方の実行は、短期間での解決の見通しを図ることが必要となる。

また、地域経済活性化、健全化への貢献から街づくりへ進める上では、住民や民間企業、NPO団体の優れた提案を活かすことで、新しいノウハウやアイデアが、地域雇用の創出や地域経済活動の活発化を促すことが見込まれる。

更に、街づくりにおいても、その地域特有の個性、特殊性を活かすような事業に対して、住民目線からの活用を図ることで、生き生きとした街づくりへの貢献ができるようになる。

そのためには、既存の補助制度、既存の公共施設のゼロベースリセットを行うことで、新たな仕組みに集中投資、優先順位付けを行うことが活性化、健全化を促進させるものと確信している。その中から、新たな街づくりへの萌芽が生じると言える。

(参考文献)

- 1) 「日本の社会資本2012」内閣府政策統括官, 2012.11
- 2) 「合併効果を活かした公共施設の適正配置及びマネジメントに関する調査研究」茨城県古河市・(一財) 地方自治研究機構, 2103.3
- 3) 五十嵐健、有川智、山本康友、門脇章子、李祥準ほか『公共施設マネジメントハンドブック』日刊建設通信新聞社, 2014.7
- 4) 『都市自治体におけるファシリティマネジメントの展望』(公財) 日本都市センター, 2014.3

建設業法・入契法・品確法等の改正について

国土交通省土地・建設産業局建設業課 課長補佐 西村 研二

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっています。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「建設業法等の一部を改正する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が第186回国会において全会一致で可決・成立し、いずれも平成26年6月4日に公布されました。本稿では、これらの改正法について、改正内容やその効果を説明します。

1 建設業法等の一部を改正する法律について

本法律により、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（「入契法」）、

浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）の4法が改正され、内容に応じて段階的に施行されることとなりました（図1）。本章においては施行日ごとに改正内容を記述していきます。

（1）公布日より施行されている事項（建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務の追加）

建設工事の担い手を将来にわたって確保するためには、個々の建設業者の積極的な取組みが必要不可欠です。加えて、個々の建設業者のみならず、建設業者団体が、自主的に、また、組織力を活かして効率的に取組みを進めることも必要不可欠です。このため、建設業者や建設業者団体の責務として、建設工事の担い手の育成及び確保等に努めなければならない旨規定されました。本規定に基づいて、建設業者や建設業者団体においては、次のような取組みを行うことが期待されます。

- ・技能労働者、技術者等（以下「技能労働者等」と言います。）に対する講習・研修の実施等の人材育成。
- ・技能労働者等への適切な賃金支払いや社会保険加入の徹底等の就労環境の整備。
- ・下請契約における請負代金の適切な設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の一層の適正化。
- ・広報等による若年者や女性の入職促進。



図1 建設業法等の一部を改正する法律の概要

また、国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組みの状況について把握するよう努めるとともに、当該取組みが促進されるように必要な措置を講ずることとされました。

れること」(ダンピングの防止)を追加することとされました。

これに基づき、平成26年9月30日には、入契法に基づく適正化指針の改正が閣議決定されています(図2)。

(2) 平成26年9月20日から施行する事項(ダンピング対策の強化)

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、その排除は重要な課題です。

このため、入契法に位置づけられている公共工事の入札契約適正化の基本となるべき事項として、「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止さ

(3) 平成27年4月1日から施行する事項

ア. 入札金額の内訳の提出(入契法)

また、これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていませんでしたが、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを法律上求めることとしました。

これにより、見積能力のない不良・不適格業者の参入排除や、積算もせずにダンピング受注を行うおうとする業者の排除、談合等の不正行為の防止といった効果が見込まれます(図3)。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）

適正化指針とは：入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダンピング防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. ダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

V. 談合防止策の強化

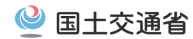
予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

適正化指針改正後の運用強化（案）

- 低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その**導入等を要請**
- 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ**個別発注者名を公表**すること等により、改善を促進

図2 適正化指針改正の概要

入札金額の内訳書の提出について



これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
（＝総額での入札が原則。）

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせず**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。

- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省

○入札金額の内訳書のイメージ

（地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例）

工事費内訳書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町
工種等	見積金額（円）
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、**入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出**することを、法律上求める。

図3 入札金額の内訳書提出

イ. 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出範囲の拡大（入契法）

現在、公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）の場合のみ作成及び発注者への提出が求められているところ、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされました。これにより、近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）の防止といった効果が見込まれます（図4）。

ウ. 暴力団排除の徹底（建設業法、浄化槽法、建設リサイクル法及び入契法）

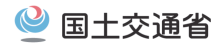
これまで、建設業の許可やその更新の段階に

おいては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっています。しかし、現行法においては、許可の欠格要件や取消事由に位置づけられていないことから、許可後に暴力団員が役員に入った場合などには取消ができないこと等の課題が存在しました。このため、建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加するなどの改正を行いました（図5）。

(4) 公布の日から2年以内で政令で定める日から施行する事項（解体工事業の新設）

我が国では、高度経済成長期以降に建設された数多くの建築物等が、今後、次々と更新時期を迎えることとなり、解体工事の工事量の増大が見込まれます。一方で、解体工事については、市民を巻き込むような重大な事故の発生や、廃棄物の分別、適正処理など環境面での課題等への対応が求

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について



これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
(民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。)
- ②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）
H14年度：18% → H23年度：28%
出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）
新設等：7,110万円 維持・補修：2,850万円
出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

○施工体制台帳の主な記載事項

- 元請企業に関する以下の事項
 - ・許可を受けて営む建設業の種類
 - ・社会保険の加入状況
 - ・建設工事の名称、内容、工期
 - ・監理技術者の氏名及び資格等
- 下請企業に関する以下の事項
 - ・商号又は名称及び住所
 - ・許可を受けた建設業の種類
 - ・社会保険の加入状況
 - ・建設工事の名称、内容、工期
 - ・主任技術者の氏名及び資格等

＜添付書類＞

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その**金額にかかわらず、施工体制台帳を作成**し、発注者に提出することを求める。
(=上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。)

図4 施工体制台帳の作成・提出

建設業からの暴力団排除の徹底について

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限定されている。
→相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

- Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化
- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ①暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

※詳細は、警察等の関係機関との調整の上、省令又は通知にて明確化の予定

図5 暴力団排除の徹底

業種区分の新設について

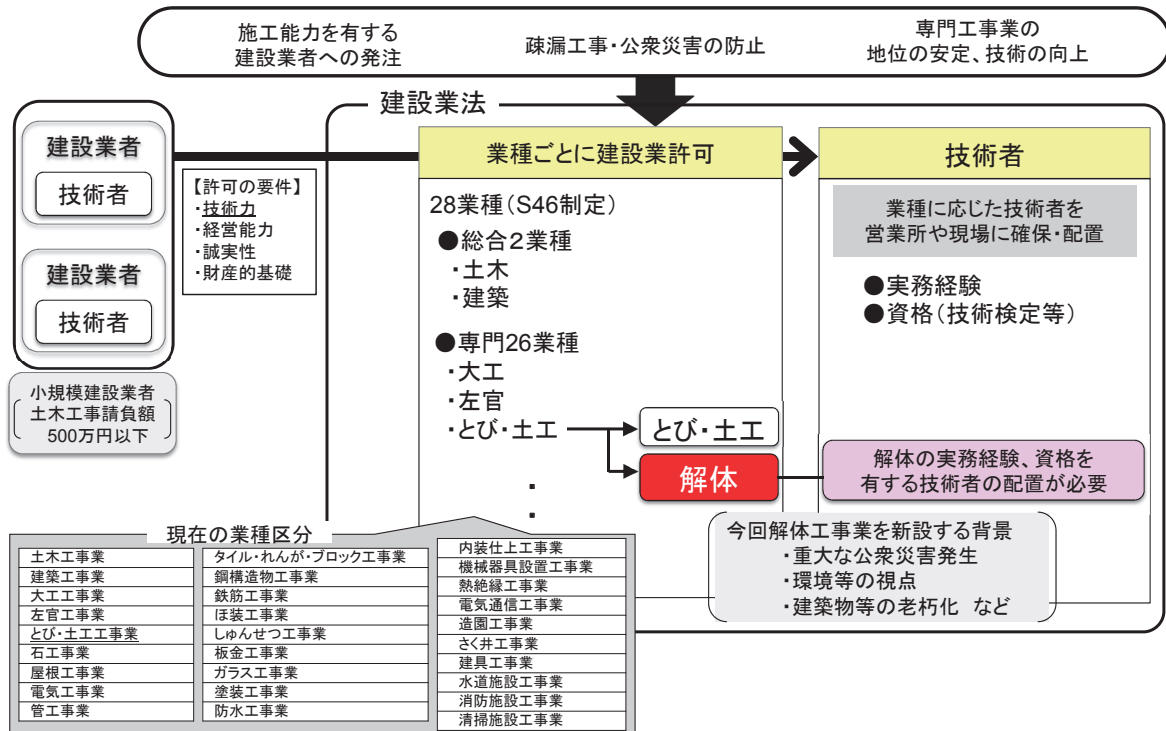


図6 業種区分の新設

められています。このため、現行の建設業法においては「とび・土工・コンクリート工事（とび・土工工事業）」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に「解体工事（解体工事業）」を新設することとされました（図6）。

施行日以後に解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりますが、経過措置が設けられ、施行の際すでにとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができることとされています。したがって、とび・土工工事業の許可を有していれば、公布の日から合計5年間程度は、引き続き、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことが可能です。また、この間、当該建設業者は、とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能とされています（図7）。

2 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

本改正法は、

- ・近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化

により、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争が生じていること。

- ・その結果、地域の建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下を始めとする就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、さらには建設生産を支える技術・技能が承継されないという深刻な問題が発生していること。
- ・そのような状況の下、今後、公共工事の品質確保の担い手や将来にわたる公共工事の品質の確保に大きな懸念が生じており、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じていることが指摘されていること。
- ・また、発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかと懸念も生じていること。
- ・さらに、現在の入札契約方式が、時代のニーズや政策目的に対応しきれていないこと、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていないこと、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に十分な対応ができていないことなどの課題が指摘さ

解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間程度**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経營業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

図7 解体工事業の新設に伴う経過措置等

れていること。
 といった課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（「品確法」）を改正するものであり、平成26年6月4日に公布、即日施行されています（図8）。

改正のポイントは次の3点です。

(1) 目的と基本理念の追加

品確法の目的規定において、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進について明記するとともに、現在だけではなく将来にわたる公共工事の品質確保の促進を図ることが明記されました。また、基本理念として、

- ・ 施工技術の維持向上並びにそれを有する者の中長期的な育成及び確保。
- ・ 完成後の適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施。
- ・ 災害対応を含む地域維持の担い手確保への配

慮。

- ・ ダンピング受注の防止。
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮。
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による点検・診断を含む調査設計の品質確保。
- などについて明記されました。

(2) 発注者責務の明確化

発注者の責務として、基本理念に則り、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、以下のように発注関係事務を適切に実施しなければならないこととされました。

- ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律		>H26.4.4 参議院本会議可決(全会一致) >H26.5.29 衆議院本会議可決(全会一致) >H26.6.4 公布・施行
<背景>	○ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少 ○発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大	
>目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保		
☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加		
○目的に、以下を追加 ・ <u>現在及び将来</u> の公共工事の品質確保 ・ 公共工事の品質確保の <u>担い手の中長期的な育成・確保</u> の促進 ○基本理念として、以下を追加 ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の <u>中長期的な育成・確保</u> ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の <u>維持管理の実施</u> ・ 災害対応を含む <u>地域維持</u> の担い手確保へ配慮 ・ <u>ダンピング受注の防止</u> ・ <u>下請契約を含む</u> 請負契約の適正化と公共工事に従事する者の <u>賃金、安全衛生等の労働環境改善</u> ・ 技術者能力の資格による評価等による <u>調査設計(点検・診断を含む)</u> の品質確保 等		
☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化		各発注者が基本理念にのっとり発注を実施
○ <u>担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保</u> できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した <u>予定価格の適正な設定</u> ○ <u>不調、不落</u> の場合等における <u>見積り徴収</u> ○ <u>低入札価格調査基準</u> や <u>最低制限価格</u> の設定 ○ <u>計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更</u> ○ <u>発注者間の連携の推進</u> 等		効果 ・ <u>最新単価や実態を反映した予定価格</u> ・ <u>歩切りの根絶</u> ・ <u>ダンピング受注の防止</u> 等
☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用		
○ <u>技術提案交渉方式</u> →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約 ○ <u>段階的選抜方式</u> (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減 ○ <u>地域社会資本の維持管理に資する方式</u> (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注 ○ <u>若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価</u>		
法改正の理念を現場で実現するために、 ○国と地方公共団体が相互に <u>緊密な連携</u> を図りながら協力 ○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の <u>運用指針を策定</u>		

図8 品確法改正の概要

- ・不調不落による再度入札等の場合の見積り徴収等による適正な予定価格の設定と速やかな契約の締結。
- ・低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等のダンピング受注の防止措置を講ずること。
- ・計画的な発注や適切な工期設定、適切な設計変更。

これにより、最新単価や実態を反映した予定価格の設定や、歩切りの根絶、ダンピング受注の防止といった効果が期待されます。

(3) 多様な入札契約制度の導入・活用

発注者は、以下の方式を始めとした、多様な入札契約方式の中から、適切な方式を選択することができることとされました。

- ・技術提案交渉方式（民間のノウハウを活用し、実際に必要とされる価格での契約が可能）。
- ・段階的選抜方式（受発注者の事務負担を軽減）。
- ・複数年契約、一括発注、共同受注などによる地

域社会資本の維持管理に資する方式（地元にいる中小業者等による安定受注が可能）。

また、発注者は、若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の体制確保の状況等の競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する事項を適切に審査・評価するよう努めることとされました。

本改正法を踏まえ、平成26年9月30日には、品確法に基づく基本方針の改正が閣議決定されています（図9）。

さらに、改正法の運用上の留意事項等については、改正法に基づき、国、地方公共団体を含む発注者共通のルールとなる、発注関係事務の適切な実施のための運用指針等において定めることを予定しています。運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を幅広く聴いた上で策定することを予定しています。

**公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針
改正の概要（平成26年9月30日閣議決定）（品確法基本方針）**

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○**発注者の責務**

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○**多様な入札契約方式の導入・活用**

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○**受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等**が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

図9 品確法基本方針の概要